

○山梨県警察保護取扱いに関する訓令

令和6年10月15日

本部訓令第17号

山梨県警察保護取扱いに関する訓令（昭和35年山梨県警察本部訓令第28号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保護（第4条—第12条）
- 第3章 被保護者引渡し等の措置（第13条—第15条）
- 第4章 保護室（第16条—第19条）
- 第5章 許可状の請求等（第20条—第22条）
- 第6章 児童の一時保護等（第23条）
- 第7章 雑則（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第3条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「^{めいいてい}酩酊者規制法」という。）第3条第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第75条第2項及び第99条第4項の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、発見し又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責めに任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継等保護の全般について直接その責めに任ずるものとする。

3 保護主任者が不在の場合は、当直責任者又は警察署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置をとった場合において、その者の家族等への手配等の措置が必要と認めるときは、警察官は直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 保護された者（以下「被保護者」という。）を取り扱った警察官は、保護カード（第1号様式）及び保護措置検討表（第2号様式）を作成し、被保護者の状況を明らかにしておかなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる場所を基準として被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のための必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者 精神科病院又は保護室

(2) 泥酔者又は酩酊者 保護室

(3) 迷い子又は迷い人 交番又は駐在所（付近に警察署がある場合又は家族等が引き取りに長時間を要すると認められる場合にあつては、警察署内の被保護者を保護するために適当な場所）

(4) 病人又は負傷者 病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、警察署内の被保護者を保護す

るために適当な場所)

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 警察署内の被保護者を保護するために適当な場所

2 警察官は、保護に着手した場所から前項に掲げる保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、目立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

(被保護者の観察)

第6条 泥酔者若しくは酩酊者で異常があると認められるもの又は病人、負傷者等で保護を要するものについては、必要により医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

(被保護者の住居等の確認措置)

第7条 被保護者の家族等に通知して、その引き取りについて必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができない場合並びに申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り警察官は、保護主任者の指揮を受け、第5条第1項に掲げる保護の場所において立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることができる。この場合において、確認措置によっても、被保護者の身元が判明しないときは、関係都道府県警察の業務担当課に迷い人照会書（第3号様式）により照会するものとする。

2 女性の被保護者について前項の措置をとる場合には、女性の警察職員を立ち合わせなければならない。

(事故の防止)

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災、その他自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事故を起こさないように細心の注意を払わなければならない。

第9条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が自殺し、又は暴行しようとする等自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事態にある場合においてその危害を防止し、適切にその者を保護するために他に方法がないと認められるときは、警察官が真にやむを得ないと認められる限度で被保護者の行動を抑止するための手段をとり、状況により保護具又は手錠を使用することができる。この場合において、緊急を要すると認められるときを除き、保護主任者を経て警察署長の指揮

を受けなければならない。

- 2 前項の規定により保護具又は手錠を使用したときは、その経過を保護カードに記載しておかなければならない。
- 3 第1項の規定により被保護者の行動を抑止するための手段をとった場合で、当該手段が、不法若しくは不当の疑いを生じさせるおそれのあるとき又は被保護者若しくは警察官が負傷したときについては、生活安全部生活安全企画課に速報すること。

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第8条に規定する事故を防止するためやむを得ないと認めるときは、その限度で当該危険物を保管することができる。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行なわなければならない。

- 2 前項の措置をとる場合において被保護者に所持させておいては紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、保管しなければならない。
- 3 前2項の措置は、緊急を要すると認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上で、第5条第1項に掲げる保護の場所において立会人を置いて行なわなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品（以下「保管金品」という。）は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カードに記載し、その取扱状況を明確にしておかなければならない。
- 5 保管金品は、法令により所持することが禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合にあってはその引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合にあっては当該関係機関に引き継がなければならない。
- 6 前項の規定により保管金品を返還し、又は引継ぎをした場合は、保護カードに受領者から受領年月日及び氏名の記入を求めるものとする。

第11条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該保護者が自殺し、又は暴行しようとする等自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受けた上で、被保護者が保護室を離れな

いよう掛けがね等を使用することができる。

(異常を発見した場合の措置)

第12条 警察官は、被保護者の異常を発見した場合には、応急の措置を講ずるとともに直ちにその状況を警察署長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警察署長はこれが発見して、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとらなければならない。
- 3 前項に規定する措置は、警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも同様とする。
- 4 第1項の場合において被保護者の異常が死亡その他重大な事故である場合は、警察署長は、その状況を保護業務に関する特異事案発生報告書（第4号様式）により、直ちに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、住所又は居所及び氏名が判明しているときは、被保護者の家族等にも併せて通知しなければならない。

第3章 被保護者引渡し等の措置

(被保護者の家族等に対する引渡し等)

第13条 被保護者の家族等に対する引渡し等は、次の各号により措置しなければならない。

- (1) 精神錯乱者については、人相、特徴、所持品、言動等により所在不明又は精神科病院からの無断退去者であるか否かを調査するなど、その身元の発見に努め、身元が判明したときは、速やかに家族等に引き渡すこと。
- (2) 泥酔者又は酩酊者については、所持品、言動等によりその身元の発見に努め、身元が判明したときは、速やかに家族等に引き渡すこと。ただし、家族等に引き渡すことができない者で保護の必要がなくなったときは、速やかに保護解除の措置をとらなければならない。
- (3) 迷い子又は迷い人については、その者の人相、着衣、言動等により必要な手配を行い、その身元の発見に努め、身元が判明したときは、速やかに家族等に引き渡すこと。
- (4) 病人又は負傷者については、所持品、言動等によりその身元の発見に努め、身元が判明したときは、速やかに家族等に引き渡すこと。ただし、引渡し前において保護の必要がなくなったときは、速やかに保護解除の措置をとらなければならない。

- (5) 行方不明者については、その者から事情等を聴取してその身元の発見に努め、身元が判明したときは、速やかに家族等に引き渡すこと。ただし、引き渡すことができない者で保護の必要がなくなったときは、速やかに保護解除の措置をとらなければならない。

(関係機関への事件の引継ぎ)

第14条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上で、次の各号の定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 被保護者が病人又は負傷者である場合には生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（以下「要保護児童」という。）である場合には、前号の場合であっても同法第25条の規定により福祉事務所、児童相談所又は家庭裁判所に通告して引き継ぐこと。

(引渡し等の記録)

第15条 前2条の規定により被保護者を家族等に引き渡し、若しくは関係機関に引き継いだとき、又は被保護者の保護を解除したときは、家族等又は関係機関の担当者から、被保護者引取（引継）書（第5号様式）を徴するものとする。

第4章 保護室

(保護室の設置)

第16条 警察署に、被保護者の数、状況等を勘案して所要の保護室を設置しなければならない。

- 2 被保護者を保護室に収容しようとする場合において、保護室が使用中、改修中、構造又は保安設備等の不備又は異常その他の理由により使用できないときは、隣接する警察署に対し保護室の使用を要請することができる。この場合において、要請を行った警察署長は、第3条第1項の規定による保護の責任を負うものとする。
- 3 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して保護に当たらせなければならない。

(保護室の構造、設備等の基準)

第17条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号第14条第1項の留置施設とは別個に設けること。
- (2) 1室の面積はおおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉窓その他の設備は被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとすること。

2 保護室には被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておかなければならない。

（保護室に関する特例措置）

第18条 警察署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の事務室、相談室等被保護者を収容するために適当と認められる場所を保護室に代用することができる。

（保護室の点検等）

第19条 保護室を使用するときは、その使用前後に、保護室の構造又は保安設備等の不備又は異常の有無を点検し、その結果を保護室点検表（第6号様式）により警察署長に報告しなければならない。

- 2 保護主任者は、毎月1回以上、前項に規定する点検をし、その結果を保護室点検表により警察署長に報告しなければならない。
- 3 警察署長は、前項の規定により不備又は異常の報告を受けたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。
- 4 保護主任者は、被保護者の健康の保持のため、点検の都度、保護室を清掃し、清潔に保つよう努めなければならない。

第5章 許可状の請求等

（許可状の請求）

第20条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護期間延長許可状請求書（第7号様式）により保護主任者が警察署長の指揮を受けて行なわなければならない。

（簡易裁判所への通知）

第21条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、保護通知書（第8号様式）により毎週金曜日までにその直前の週の日曜日から土曜日までの間のものについて、警察署長が行なわなければならない。

(警察署長の通報)

第22条 警察署長は、精神保健福祉法第23条の規定による知事への通報にあつては精神障害者等発見通報書（第9号様式）により、酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報にあつてはアルコール慢性中毒者等保護通報書（第10号様式）により行わなければならない。

第6章 児童の一時保護等

第23条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であること、同行又は引致すべき場所が遠隔であること等やむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の場合において保護室等に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第1項又は第90条第4項の規定により少年院から逃走した者若しくは少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかった者又は少年院若しくは少年院の長が指定した場所に出頭しなかった者を連れ戻す場合
- (5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項又は第79条第5項の規定により少年鑑別所から逃走した者又は少年鑑別所若しくは少年鑑別所の長が指定した場所に出頭しなかった者を連れ戻す場合
- (6) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により引致状による引致を行う場合
- (7) 精神保健福祉法第39条第2項の規定により精神科病院を無断で退去し、その行方が不明になった者を保護する場合
- (8) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第75条第2項の規定により行方が不明になった者を保護する場合又は同法第99条第4項の規定により指定入院医療機関を無断で退去した者若しくは無断で離れ行方が不明になった者を保護する場合

2 前項に掲げる場合においては第3条、第8条から第12条まで、第16条第3項及び第23

条の規定を準用する。

第7章 雑則

(保護カード等)

第24条 被保護者を取り扱った警察官及び保護主任者は、被保護者について保護カード及び保護措置検討表に所要事項を記載し、保護を解除するまでの状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 保護カード、保護措置検討表及び被保護者引取（引継）書は、保護を主管する係において保護解除日の属する年の翌年の1月1日から起算して5年間保存するものとする。
(被保護者が非行少年等である場合の措置)

第25条 警察官は、被保護者が少年であって少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第1項第6号の非行少年又は同項第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、保護と併せ、当該少年について同規則の定めるところにより補導その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 警察官は、被保護者が要保護児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により福祉事務所、児童相談所又は家庭裁判所に通告しなければならない。

(被保護者と犯罪捜査等)

第26条 被保護者が罪を犯した者又は少年警察活動規則第2条第1項第4号の触法少年若しくは同項第5号のぐ犯少年であることが判明した場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ない場合を除き、被保護者の取調べ又は調査をしてはならない。この場合において、被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなったときにおいても、同様とする。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

様式略